

国立国会図書館委託設計業務等成績評定要領

(令和4年1月28日国図管2201202号)

1 目的

この要領は、国立国会図書館の発注する設計業務等の委託契約に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定を促進し、もって委託設計業務等の品質確保に資することを目的とする。

2 評定の対象

評定の対象は、原則として、1件当たりの業務委託料が100万円を超える設計業務等のうち、次の各号に掲げる業務をいう。

- (1) 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備等の設計業務並びに積算業務をいう。）
- (2) 建築設計業務の設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務
- (3) 建築又は建築設備に関する診断業務

3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、設計業務等の委託契約についての検査職員及び調査職員とする。

4 評定の方法

- (1) 評定は、業務ごとの採点結果を基にして行う。
- (2) 評定の結果は、別に定める委託設計業務等成績評定表（以下「評定表」という。）に記載するものとする。

5 評定の時期

検査職員は完了検査を実施後速やかに、調査職員は設計等業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

6 評定表の提出

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、総務部会計課長（以下「会計課長」という。）に、評定表を提出するものとする。

7 評定の結果の通知

会計課長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該業務

の受注者に対して、評定の結果を別記様式第 1 に定める業務成績評定通知書により、通知するものとする。

8 評定の修正

- (1) 会計課長は、第 7 の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。
- (2) 会計課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受注者に通知するものとする。

9 説明請求等

- (1) 第 7 又は第 8 による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（休日を含む。）以内に、書面により、会計課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- (2) 会計課長は、(1) による説明を求められたときは、速やかに必要な調査及び評定の見直しを行い、別記様式第 2 により回答をするものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1

国 図 号
年 月 日

契約の相手方所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長 印

業 務 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の業務について、国立国会図書館委託設計業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は、下記のとおりです。

記

- 1 業務名
- 2 履行期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 完了検査年月日 年 月 日
- 4 業務評定点及び管理技術者評定点
業務評定点 点
管理技術者評定点 点
- 5 送付先及び手続等の問合せ先

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

国立国会図書館総務部会計課調達係

TEL 03- ー

別記様式第2

国 図 号
年 月 日

契約の相手方所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立国会図書館総務部会計課長 印

業務成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 業務名
- 2 疑問に対する回答
- 3 問合せ先

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

国立国会図書館総務部会計課調達係

TEL 03- -